

足利市社会福祉協議会市民活動助成金要綱

1. 趣旨

足利市内で活動している市民活動団体が行う、地域に根ざした活動をするための活動資金や、その活動を深め、より充実させるための研修会費用等を助成する。

2. 助成対象

年間の事業計画及び自主財源を基盤とした予算が明らかになっており、足利市内で活動をし、自主運営を行っている次のグループ及び団体とする。

- (1) 5人以上で組織された団体で、その事務所が本市内にあること。
- (2) 会費徴収等自主財源が確保されている団体であること。
- (3) 宗教的活動、政治的活動、営利を目的としていない団体であること。
- (4) 他から同種の助成を受けていない団体であること。

3. 助成額

1 団体 3 万円以内とする。

4. 助成期間 単年度

5. 申請

助成を希望する団体等にあつては、市民活動助成申請書（様式1）に必要な事項を記載し、必要書類を添付し申請するものとする。

6. 助成の決定

市民活動助成申請書に基づき、内容を審査した後、助成金を交付する団体等を決定し、当該団体等に対し通知する。

7. 助成金の使途

助成金は、団体の活動に必要な経費の財源に充てるものとする。

ただし、以下の経費について助成金を充てることはできない。

- (1) 給与、賃金等の人件費
- (2) 他団体への寄附金
- (3) 茶菓子、食事代、飲食代等（講師の昼食代等は除く）

8. 助成金の交付手続き

助成金交付の決定通知を受けた団体等は、別に定める請求書等に必要事項を記載し、市社協会長に提出するものとする。

市社協会長は、請求書等を受理後、速やかに助成金を交付するものとする。

9. 助成金受領団体等の責務

助成金を受領した団体等は（以下「受領団体等」という。）、当該年度終了後1か月以内に、事業実績報告書に必要事項を記載し、市社協会長に提出するものとする。

受領団体等は、市社協会長が開催する研修等には、積極的に参加するものとする。

10. 助成金の返還

受領団体等が、助成金を不正に使用したとき、又は事業計画と異なった事業目的に使用したときは、若しくは受領団体等の役員等が著しく公序良俗に反する行為を行ったとき、市社協会長は、当該団体等に対し、既に交付した助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。

附則

この要綱は、平成28年6月1日に制定し、同日から施行する。